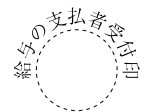


平成19年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特



所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の 所在地（住所）	あなたの住所 又は居所	

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

生命保険料控除	保険会社等の 名称	保険等の 種類	保険期間 又は 年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払 った保険料等の金額 (分配を受けた剰余金 等の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認印	
					氏名	あなたとの 続柄			
	一般の生命保険料							円	
								円	
								円	
個人年金保険料								円	
								円	
								円	
	年金の支払開始年月日				合計		㊦	円	
	㊦又は㊧の金額		控除額の計算式		①一般の生命保険料		②個人年金保険料	計(①+②)	
生命保険料 控除額	25,000円以下		㊦又は㊧の全額		㊦の金額を左の計算式に 当てはめて計算した金額 (最高50,000円)		㊧の金額を左の計算式に 当てはめて計算した金額 (最高50,000円)	(最高100,000円)	
	25,001円から50,000円まで		㊦又は㊧× $\frac{1}{2}$ +12,500円						
	50,001円から100,000円まで		㊦又は㊧× $\frac{1}{4}$ +25,000円						
	100,001円以上		一律に50,000円						
地震保険料控除	保険会社等の 名称	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	保険等の対象となった		あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額) A	給与の 支払者の 確認印	
					家屋等に居住又は家 財を利用している者等 の氏名	あなたとの 続柄			
Aのうち地震保険料の金額の合計額			B	円	Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額			C	円
地震保険料 控除額		$\left[\begin{array}{l} \text{Bの金額} \\ \text{(最高 50,000円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{Cの金額(Cの金額が} \\ 10,000\text{円を超える場合は} \\ \text{C} \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円)} \end{array} \right] = \text{(最高 50,000円)}$							円
社会保険料控除	社会保険 の種類	保険料支払先 の名称	保険料を負担する ことになっている人		あなたが本年 中に支払った 保険料の金額	小規模企業 共済等掛金控除	種 類	あなたが本年 中に支払った 掛金の金額	
			氏名	あなたとの 続柄					
								円	
								円	
								円	
合計(控除額)					円		合計(控除額)	円	

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年 中の合計所得金額 の見積額		円	
(フリガナ) 配偶者の氏名		(1,000万円を超える場合は申告できません。)	
あなたと配偶者の 住所又は居所が異 なる場合の配偶者 の住所又は居所			
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色 事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申 告できません。また、夫婦の双方が「お互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等 ^㉑	必要経費等 ^㉒	所得金額 ^(㉑-㉒)
給与所得 ^①	円	円	円
事業所得 ^②		650,000	
雑所得 ^③			
配当所得 ^④			
不動産所得 ^⑤			
退職所得 ^⑥		(退職所得控除額)	(㉑-㉒)× $\frac{1}{2}$
①～⑥以外の所得 ^⑦		うち特別控除額 円	(一時所得又は長期譲渡所得は $\frac{1}{2}$)
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)			A 円
(注) 「配偶者の合計所得金額(見積額)」の計算については、 裏面の説明をお読みください。			
○ 配偶者特別控除額の早見表			
A 欄の金額		控除額 B	
0 円から	380,000 円まで	0 円	
380,001 円から	399,999 円まで	380,000 円	
400,000 円から	449,999 円まで	360,000 円	
450,000 円から	499,999 円まで	310,000 円	
500,000 円から	549,999 円まで	260,000 円	
550,000 円から	599,999 円まで	210,000 円	
600,000 円から	649,999 円まで	160,000 円	
650,000 円から	699,999 円まで	110,000 円	
700,000 円から	749,999 円まで	60,000 円	
750,000 円から	759,999 円まで	30,000 円	
760,000 円から		0 円	
配偶者特別 控除額		B欄の金額	
		万円	

この申告書は、平成19年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。
地震保険料控除の「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、一つの損害保険契約等ごとに、
地震保険料を控除の対象とする場合には「地震」の文字を、旧長期損害保険料を対象とする場合には「旧長期」の文字の
いずれか一方を○で囲んでください。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

証明書類の添付箇所

証明書類の交付が遅延したことなどのために添付できないときは、平成20年1月31日までに提出することを条件として控除を受けることができます。

	控 除 の 対 象 と な る 保 険 料 の 範 囲 等	添 付 書 類
生 命 保 険 料	生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、生命保険契約、簡易生命保険契約、生命共済契約、適格退職年金契約などの生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは身体の傷害若しくは疾病により入院して医療費（医療費控除の対象となるものに限ります。）を支払ったことなどに基因して保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。 なお、控除の対象となる保険料や掛金は、個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金（以下「個人年金保険料」といいます。）とそれ以外の「一般の生命保険料」とに区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかを確認してください。 (注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した一般の生命保険料の控除額（最高50,000円）と個人年金保険料の控除額（最高50,000円）とを合計した金額（最高100,000円）となります。 2 個人年金保険契約等で傷害、疾病等の特約が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金は「一般の生命保険料」とされます。 3 生命保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人のすべてをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りします。 また、個人年金保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限りします。	生命保険会社等が発行した証明書類 なお、一般の生命保険料にあっては1契約の保険料（分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、個人年金保険料にあっては保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。 また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。
地 震 保 険 料 等	地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。 また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等^(※)に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）については、地震保険料控除の対象とすることができます。 ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分のみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。 なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。 (注) 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。	損害保険会社等が発行した証明書類 なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。 また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。

	控 除 の 対 象 と な る 保 険 料 の 範 囲 等	添 付 書 類
社 会 保 険 料	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。） ③ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ④ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑤ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など (注) 給料から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	左記④の保険料又は掛金については、社会保険庁又は各国民年金基金が発行した証明書類 ④以外については、証明書類を添付する必要はありません。 なお、記載に当たっては、未払のものや1年超の前納のものを含めていないかご確認ください。
小 共 済 機 等 企 業 金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金 ② 確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金 ③ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 (注) 給料から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類 なお、掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。

◎ 記載欄が足りないときは、用紙を継ぎ足すか、あるいは内訳書を添付してください。

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額について

あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は申告できません。

あなたの所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が12,315,790円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることになります。

○ 「配偶者の合計所得金額（見積額）」の計算について

- ① 配偶者の所得が給与所得だけである場合には、本年中の給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上であれば、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができません。
- ② 配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけである場合には、本年中の公的年金等の収入金額が、
- (イ) 年齢65歳以上の人については、158万円以下又は196万円以上
- (ロ) 年齢65歳未満の人については、108万円以下又は1,513,334円以上
- である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができません。
- ③ 雑所得の所得金額は、次の⑦と⑧を合計した金額です。
- ⑦ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
- ⑧ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
- なお、上記⑦の公的年金等控除額は、次のとおりです。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上	1,959,999円以下	120万円
65歳未満	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a)×25% + 37万5千円

- ④ 家内労働者等（家庭内で内職をしている人など）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）の最低保障が認められています。